事　務　連　絡
平成１９年１０月１９日

各検疫所　御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
（オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁）

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、オーストラリア産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を３０％に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

１　対象食品

オーストラリア産りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁

２　検査項目及び検査頻度

（１）KNISPEL BROS PTY LTD.の製造した１の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、パツリンに係る自主検査を実施するよう指導すること。

（２）１の食品について、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を３０％に引き上げて対応すること。

（参　考）

１．品　　名：アップルジュース
２．生 産 国：オーストラリア
３．製 造 者：KNISPEL BROS PTY LTD.
４．検査結果：パツリン 0.11ppm（基準値：0.050ppm）
５．検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29011023060号3欄）
６．輸 入 者：ウイングエース株式会社